

公益財団法人日本バウンドテニス協会
利益相反ポリシー

公益財団法人日本バウンドテニス協会(以下「本協会」という)が、公益法人であるスポーツ競技団体の信頼性を確保するためには、営利法人である企業や、関連する団体との関わりについて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 84 条 1 項および公益認定法 5 条に従って、適正（いわゆる利益相反問題）に対応する必要がある。

(利益相反の定義)

第 1 条 利益相反は、「狭義の利益相反」と「責務相反」とに分けられる。

「狭義の利益相反」とは、外部からの重大な経済的利益等により、公益法人として必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれたのではないかと第三者から懸念される状態をいう。

「責務相反」とは、兼業活動により複数の職務遂行責任が存在することにより、本来の職務における判断が損なわれる、又は怠った状況であると第三者から懸念される状態をいう。

(利益相反の対象者)

第 2 条 役員（理事、監事、評議員）・指導委員会委員等（以下、「役職員等」という）を対象者とする。

(基本原則)

第 3 条 役職員等は、本協会が社会からの信頼を損なわないよう十分に配慮し事業活動を行う。また公共の利益と本協会の利益が同等の重きをもって相反する場合には、公共の利益を損なわないようにする。

(利益相反への対応)

第 4 条 本協会は、役職員等の利益相反を防止するとともに、利益相反と思慮される行為が発生した場合の対応目的で、本ポリシーの制定および利益相反管理体制（事務局内に相談窓口の設置、倫理委員会による審査等）の構築を行う。

第5条 役職員等は、利益相反の防止・対応のため、下記の事項に該当する場合には当該関連情報を倫理委員会に報告しなければならない。

(1) 法人の役職を兼業する場合には、当該法人名と役職

(2) 本協会の利害と行動に直接・間接的な関係を有する者(以下「利害関係者」という)に対し、施設、設備の利用提供をする場合

(3) 利害関係者からの営利を目的とした物品の購入や、施設の賃借をする場合

(利益相反に関する審査及び審査結果に対する不服申し立て)

第6条 倫理委員会は役職員等からの自己申告情報に基づき、利益相反状況を審査する。

審査を経て利益相反と判断、又は懸念される場合には、関係者への事情聴取を行い改善するよう指導・勧告をする。

役職員等は、審査結果に不服がある場合には、倫理委員会に対して再度審議を求めることができる。

倫理委員会は十分に審議を行い、理事会への報告、及び理事会による決定を経て申立者へ審議の結果を報告する。

(啓発・見直し)

第7条 役職員等向けに本利益相反ポリシーを周知するとともに、利益相反の問題意識を高める研修等を実施する。

また、国内外の経済や社会の情勢の変化、利益相反問題の事例や状況等に応じて、本利益相反ポリシーの見直しを適宜実施していく。

以 上

2025年9月15日

公益財団法人日本バウンドテニス協会